

福島県立医科大学大学院医学研究科履修規程

	平成 18 年	4 月	1 日	規程第 70 号
一部改正	平成 19 年	4 月	1 日	規程第 9 号
一部改正	平成 22 年	3 月 17 日	規程第 46 号	
一部改正	平成 24 年	3 月 30 日	規程第 60 号	
一部改正	平成 25 年	4 月 17 日	規程第 4 号	
一部改正	平成 27 年	3 月 4 日	規程第 26 号	
一部改正	平成 28 年	6 月 30 日	規程第 29 号	
一部改正	平成 28 年 11 月 24 日	規程第 56 号		
一部改正	平成 29 年 4 月	1 日	規程第 15 号	
一部改正	平成 29 年 10 月	1 日	規程第 30 号	
一部改正	令和 2 年 7 月 15 日	規程第 26 号		
一部改正	令和 2 年 10 月 21 日	規程第 38 号		
一部改正	令和 3 年 3 月 10 日	規程第 43 号		
一部改正	令和 4 年 12 月 21 日	規程第 36 号		
一部改正	令和 5 年 12 月 27 日	規程第 56 号		
一部改正	令和 7 年 4 月	1 日	規程第 20 号	

(目的)

第1条 この規程は、福島県立医科大学大学院学則（平成 18 年 4 月 1 日基本規程第 18 号）（以下「学則」という。）第 14 条の規定に基づき、医学研究科における授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第2条 学則第 14 条第 1 項に定める授業科目の配当年次、単位数及び必修・選択科目の区別は、別表 1 から別表 3 のとおりとする。ただし、学則第 15 条に基づき長期履修を許可された学生は、別表の配当年次にかかわらず、予め許可された履修計画書に基づき履修することができる。

(単位計算の基準)

第3条 授業科目の単位数は、1 単位 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による方法に応じ、教育効果や授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習は、15 時間から 30 時間までの範囲で医学研究科委員会の議を経て医学研究科長が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 研究指導及び実習は、30 時間から 45 時間までの範囲で医学研究科委員会の議を経

て医学研究科長が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 大学院セミナーは、20回の聴講及び1回のポスター発表をもって 2 単位とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第4条 学則第20条に規定する入学前の既修得単位の認定（以下「既修得単位の認定」という。）を受けようとする者は、既修得単位認定申請書（様式第1号）を別に定める期日までに、教育研修支援課を経由して、医学研究科長に提出しなければならない。

2 医学研究科長は、前項に定める既修得単位認定申請書を受理したときは、既修得単位の認定の可否について医学研究科委員会に諮り、15単位を限度としてこれを認定する。

(科目担任教授等)

第5条 科目担任教授又は准教授は、学生が専攻する科目の研究指導を行う。

(履修の方法)

第6条 博士課程の学生は、別表1に掲げる授業科目のうちから、合計30単位以上を履修しなければならない。

2 修士課程医科学専攻の学生は、別表2に掲げる授業科目のうちから、総合医科学プログラムもしくは社会科学プログラムから1つを選択し、必修科目として必修教育科目12単位、特別研究科目12単位の計24単位、選択科目として4単位以上並びに共通必修科目2単位の合計30単位以上を履修しなければならない。

3 修士課程災害・被ばく医療科学共同専攻の学生は、別表3に掲げる授業科目のうちから、医科学コース及び保健看護学コース共に、次に掲げる単位を履修しなければならない。

(1) 基礎科目として必修科目8単位及び選択必修科目6単位以上の計14単位以上、専門科目として必修科目2単位、選択必修科目4単位以上及び選択科目4単位以上の計10単位以上、専門実習の選択必修科目4単位、課題研究の必修科目から6単位の合計34単位以上、各構成大学で開講されている授業科目を10単位以上履修しなければならない。

(2) 医学系非履修者については、前号の規定に関わらず、自由科目として医学概論2単位を履修しなければならない。

(履修科目の登録)

第7条 博士課程の学生は、履修しようとする授業科目を指定期日までに、履修届（様式第2号及び様式第3号）もしくは医学研究科長が指定する方法により申請しなければならない。

- 2 修士課程医科学専攻及び修士課程災害・被ばく医療科学共同専攻の学生は、履修しようとする選択科目を指定期日までに、医学研究科長が指定する方法により申請しなければならない。
- 3 申請後は、授業科目を変更し、又は取り消すことはできない。ただし、医学研究科委員会がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

(既修得授業科目の再履修)

第8条 既に単位を修得した授業科目は、履修することができない。

(大学院セミナー)

第8条の2 別表1及び別表2に掲げる授業科目のうち大学院セミナーについては、別表5に定めるものとする。

- 2 博士課程及び修士課程医科学専攻の学生は、大学院セミナーとして規定されている講演会やセミナー等を履修後、大学院共通必修科目履修票（様式第4号）もしくは医学研究科長が指定する方法により、教育研修支援課を経由して医学研究科長に報告しなければならない。

(成績の評価)

第9条 授業科目の成績は、筆記試験、レポート及びその他の方法（以下「試験」という。）により評価する。

(成績評価の基準)

第10条 学則第16条第2項に定める試験による成績の評価は、100点を満点として評価し、60点以上を合格とする。

- 2 成績評価の区分は、90点から100点までをS、80点から89点までをA、70点から79点までをB、60点から69点までをC、60点未満をDとする。
- 3 成績評価基準については、別表4に掲げるとおりとする。

(単位修得の認定)

第11条 授業科目の担当教員は、試験その他の審査により授業科目の単位修得の認定を行う。

(成績評価に関する異議申し立て)

第12条 学生は、成績評価に関し疑義等がある場合には、医学研究科委員会に対し成績評価に関する異議申し立てをすることができる。

- 2 成績評価に関する異議申し立ての必要な事項は、別に定める。

(試験の欠席)

第13条 病気その他やむを得ない事由により試験を受けることができない者は、速やかに教育研修支援課に連絡し、試験欠席届を提出しなければならない。

2 前項の届には、病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては理由書を添付しなければならない。

(試験の種類)

第14条 試験の種類は、次のとおりとする。

(1) 定期試験

原則として各学期末に行う。ただし、授業科目の担当教員が必要と認める場合にあっては、適宜行うことができる。

(2) 追試験

前条第1項に定める事由により試験を欠席した者について、医学研究科委員会がその事由を正当と認めた場合は、追試験を行うことができる。

(3) 再試験

試験により不合格の評価を得た授業科目について、本人の願い出に基づき再試験を行うことができる。この場合、成績の評価は60点を上限とする。

(再履修)

第15条 試験に合格しなかった者は、翌年度においてその授業科目に係る単位を修得しようとするときは、原則として、再度、履修届を提出し、履修しなければならない。

(成績の通知)

第16条 授業科目の成績は、後日、学生に通知する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、医学研究科委員会が定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日において、現に福島県立医科大学大学院医学研究科の学生であった者に係る授業科目の履修方法及び単位修得の認定等については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日において、現に福島県立医科大学大学院医学研究科の学生であった者に係る授業科目の履修方法及び単位取得の認定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日において、現に福島県立医科大学大学院医学研究科の学生であった者に係る授業科目の履修方法及び単位取得の認定については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成22年3月17日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日において、現に福島県立医科大学大学院医学研究科の学生であった者に係る授業科目の履修方法及び単位取得の認定については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年4月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月4日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日において、現に福島県立医科大学大学院医学研究科の学生であった者に係る授業科目の履修方法及び単位取得の認定については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成28年11月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年7月15日から施行し、令和2年6月30日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年10月21日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和2年度までに入学した者に係る第10条の成績評価の基準については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に医学研究科災害・被ばく医療科学共同専攻に入学した者については、改正後の別表3（第2条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に医学研究科災害・被ばく医療科学共同専攻に入学した者については、改正後の別表3（第2条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に医学研究科災害・被ばく医療科学共同専攻に入学した者については、改正後の別表3（第2条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1(第2条関係)

医学専攻

教育科目区分	授業科目	配当年次	単位数			備考
			必修	選択必修	選択	
共通基盤教育	医学研究概論	1		1		コースによりいずれか1科目を必修とし、残る科目から1科目以上選択
	総合人間学特論	1		1		
	医科学研究入門	1		1		
	研究デザイン学	1		1		
専門分野教育	医学特論	1～4	4			
	医学特別研究演習	1～4	8			
発展分野教育	医学特論演習	1・2・3・4	10			共通基盤教育の4科目全て選択する場合は、8単位以上とする。
	大学院セミナー	1～4	2			
特別研究	研究指導	1～4	4			

別表2（第2条関係）

医科学専攻

授業科目		配当年次	総合医科学 プログラム		社会科学 プログラム		備考	
			単位数		単位数			
			必修	選択	必修	選択		
必修教育科目	医科学概論	1	1		1			
	国際コミュニケーション学	1	1		1			
	生体構造学	1	1					
	生体機能学	1	1					
	病態病理学	1	1					
	代謝栄養学	1	1					
	医学研究方法論	1	2					
	疫学・統計の方法論	1			1			
	疫学・統計実習	1			2			
	医学研究デザイン論	1			1			
	医学研究デザイン論演習	1			2			
	行動科学	1			3			
	計測・分析学	1	1					
	医学統計学	1	1		1			
専門研究科目	医療工学	1	1					
	放射線医学	1	1					
	地域と環境	1・2		2		2		
	食物と栄養	1・2		2		2		
	血液と循環	1・2		2		2		
	免疫と生体防御	1・2		2		2		
	発生と再生	1・2		2		2		
	脳とこころ	1・2		2		2		
	分子と情報	1・2		2		2		
	臨床研究デザイン学	1・2		2		2		
特別研究科目	臨床データ解析学特講	1・2		2		2		
	臨床データ解析学演習	1・2		2		2		
共通必修科目	ヘルス・サービスリサーチ	1・2		2		2		
	特別研究（研究指導）	1~2	8		8			
	特別研究演習（研究指導）	2	4		4			
大学院セミナー（1科目）		1~2	2		2			

別表2（第2条関係）

経過措置

医科学専攻

授業科目		配当年次	単位数		備考
			必 修	選 択	
必修教育科目	医科学概論	1	2		
	生体構造学	1	2		
	生体機能学	1	2		
	病態病理学	1	2		
	代謝栄養学	1	1		
	医学研究方法論	1	4		
	医学医療情報学	1	1		
	健康医学概論	1	2		
専門研究科目	地域と環境	1・2		2	
	食物と栄養	1・2		2	
	血液と循環	1・2		2	
	免疫と生体防御	1・2		2	
	発生と再生	1・2		2	
	脳とこころ	1・2		2	
	分子と情報	1・2		2	
特別研究科目	特別研究（研究指導）	1~2	6		
	特別研究演習（研究指導）	2	2		
共通必修科目	大学院セミナー（1科目）	1~2	2		

別表3（第2条関係）

災害・被ばく医療科学共同専攻

授業科目		科目開設大学	配当年次	医科学コース	保健看護学コース	備考		
				単位数	単位数			
基礎科目	必修科目	基礎放射線医科学 基礎放射線医科学 救急医学概論 リスクコミュニケーション学 研究方法特論 放射線防護学 放射線防護学	長崎 福島 福島 長崎 各大学 長崎 福島	1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 2 1 1	1 1 1 1 2 1 1		
	選択必修科目	疫学 リスクアセスメント概論 メンタルヘルス概論 緊急被ばく医療概論 被ばく影響学 災害医学概論 災害看護学概論 IPW論 リスク管理学特論	福島 長崎 長崎 福島 長崎 福島 福島 福島 長崎	1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 2 2 2 2 1 1 2 2	2 2 2 2 2 1 1 2 2		
		必修科目	社会医学特論 放射線看護学	長崎 長崎	1 1	2 2		
		選択必修科目	国際保健学特論 災害こころの医学 災害医学特論 国際被ばくヘルスプロモーション 被ばく医療保健看護学 災害公衆衛生看護学	長崎 福島 福島 長崎 福島 長崎	1 1 1 1 1 1	2 2 2 2 2 2		
			専門科目	シミュレーション医療教育学 災害地域ヘルスプロモーション学 救急医学特論 地域医療学 コンサルテーション特論 看護教育論 看護倫理 国際保健学特論 看護情報学 災害看護活動論Ⅰ 災害看護活動論Ⅱ 保健医療社会学特論 国際プロジェクト管理学	福島 福島 福島 福島 長崎 福島 福島 長崎 福島 福島 福島 福島 長崎 長崎	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
			専門実習	長崎大川内村実習 長崎大原爆被爆者医療実習 福島医大救急医学実習 原子力灾害医療実習	長崎 長崎 福島 福島	2 2 1・2 1・2	2 2 2 2	
			課題研究	必修科目	各大学	2	6	6
			自由科目	医学概論(※医学系非履修者のみ)	各大学	1	2	2

別表3（第2条関係）

経過措置

災害・被ばく医療科学共同専攻

授業科目		科目開設大学	配当年次	医科学コース	保健看護学コース	備考
				単位数	単位数	
基礎科目	必修科目	基礎放射線医科学	長崎	1	1	
		基礎放射線医科学	福島	1	1	
		救急医学概論	福島	1	1	
		リスクコミュニケーション学	長崎	1	1	
		研究方法特論	各大学	1	2	
		放射線防護学	各大学	1	2	
	選択必修科目	疫学	福島	1	2	
		リスクアセスメント概論	長崎	1	2	
		メンタルヘルス概論	長崎	1	2	
		緊急被ばく医療概論	福島	1	2	
専門科目	必修科目	被ばく影響学	長崎	1	2	
		災害医学概論	福島	1	1	
	選択必修科目	災害看護学概論	福島	1	1	
		I PW論	福島	1	2	
		社会医学特論	長崎	1	2	
		放射線看護学	長崎	1	2	
		リスク管理学特論	長崎	1	2	
		国際保健学特論	長崎	1	2	
専門実習	選択必修科目	災害こころの医学	福島	1	2	2
		災害医学特論	福島	1	2	
		国際被ばくヘルスプロモーション	長崎	1	2	
		被ばく医療保健看護学	福島	1	2	
		災害公衆衛生看護学	長崎	1	2	
		シミュレーション医療教育学	福島	1	2	
		災害地域ヘルスプロモーション学	福島	1	2	2
		救急医学特論	福島	1	2	
		地域医療学	福島	1	2	
		コンサルテーション特論	長崎	1	2	
課題研究	必修科目	看護教育論	福島	1	2	
		看護倫理	福島	1	2	
自由科目	選択必修科目	国際保健学特論	長崎	1	2	
		看護情報学	福島	1	2	
		災害看護活動論Ⅰ	福島	1	2	1
		災害看護活動論Ⅱ	福島	1	2	1
	必修科目	保健医療社会学特論	長崎	1	2	2
		国際プロジェクト管理学	長崎	1	2	2
		長崎大川内村実習	長崎	2	2	2
	必修科目	長崎大原爆被爆者医療実習	長崎	2	2	2
		福島医大救急医学実習	福島	1・2	2	2
	必修科目	原子力災害医療実習	福島	1・2	2	2
		課題研究	各大学	2	6	6
	自由科目	医学概論（※医学系非履修者のみ）	各大学	1	2	2

別表4（第10条関係）

評価区分	評点	判定	内 容
S	100～90点	合格	学習目標を達成したと認められ、とくに優れた成績であることを示す。
A	89～80点	合格	学習目標を達成したと認められ、優れた成績であることを示す。
B	79～70点	合格	学習目標の核心部分を達成したと認められ、妥当な成績であることを示す。
C	69～60点	合格	学習目標の最低限度は達成できたと認められる成績であることを示す。
D	59～0点	不合格	学習目標の最低限度が達成できていないと認められる成績であることを示す。

別表4（第10条関係）

評価区分	評点	判定	内 容
A	100～80点	合格	学習目標を達成したと認められ、とくに優れた成績であることを示す。
B	79～70点	合格	学習目標の核心部分を達成したと認められ、妥当な成績であることを示す。
C	69～60点	合格	学習目標の最低限度は達成できたと認められる成績であることを示す。
D	59～0点	不合格	学習目標の最低限度が達成できていないと認められる成績であることを示す。

(様式第1号)

既修得単位認定申請書

(経由)

専攻分野

指導教授（准教授）名 印

令和 年 月 日

福島県立医科大学大学院 医学研究科長様

専攻分野
申請者名 印

最終学歴： 大学大学院 (専攻)
年修了・年中退

既に修得した単位のうち、下記の科目について、福島県立医科大学大学院医学研究科において修得したものとして認定されますよう申請いたします。

記

他大学院等で単位取得した科目名	単位数	本学の単位認定を希望する科目名	単位数	備考
合計単位数				

注：単位認定希望順に記入すること

(関係書類)

- 1 成績証明書 または 単位取得証明書
- 2 修了証明書 または 中途退学証明書

◇上記認定に対する指導教授（准教授）の意見

(様式第2号)

大 学 院
発展分野教育科目（選択科目）履修届

専攻分野指導教授等 氏 名 _____

学 生 氏 名 _____ (年)

令和 年度（前期・後期）に履修を希望する科目数 _____ 科目

- 1 科目名については選択科目名（○○学特論演習Ⅰ～）を正確に記すこと。
- 2 担当専攻分野の欄には選択した科目を担当する専攻分野を記すこと。
- 3 1年間に履修できる科目数は3科目までなので注意すること。

1		2	
科目名	単位	科目名	単位
(担当専攻分野名) ()	2	(担当専攻分野名) ()	2

3	
科目名	単位
(担当専攻分野名) ()	2

要確認 ※必ず確認の上□してください。

- 主指導教員に相談し、確認済
 科目の担当教員に履修することについて、確認済

大 学 院
共通基盤教育科目履修届

専攻分野指導教授等 氏 名 _____

学 生 氏 名 _____ (年)

選択コース（該当コースに○を記入） 高度医学研究者コース・専門医研究者コース

共通基盤教育科目は、コース毎の必修科目以外に1科目選択し、合計2科目を履修する。

（1）高度医学研究者コースの場合

必修科目（医学研究概論）以外の共通基盤教育科目（3科目）の中から1科目を選択する。

（2）専門医研究者コースの場合

必修科目（総合人間学特論）以外の共通基盤教育科目（3科目）の中から1科目を選択する。

必 修		選 択	
科 目 名	単 位	科 目 名	単 位
該当科目に○を記入 ・医学研究概論 (高度医学研究者コース必修科目) ・総合人間学特論 (専門医研究者コース必修科目)	1	該当科目に○を記入 ・医学研究概論 ・総合人間学特論 ・医科学研究入門 ・研究デザイン学	1

要確認 ※必ず確認の上 ✓ してください。

主指導教員に相談し、確認済

(様式第4号)

大 学 院
共通必修科目履修票
(大学院セミナー)

指導教授等氏名_____

学 生 氏 名 (博士・修士・MD-PhD 年) _____

履修(出席)年月日及び時間: 令和 年 月 日 : ~ :

共通必修科目として規定されている講演会・セミナー等区分	チェック欄	今回出席した講演会・セミナー等の正式名称	開催者の出席確認者氏名及び確認印
(1) 福島医学会主催及び共同開催の学術研究集会			
(2) 福島医学振興会主催及び共同開催の学術講演会			
(3) 大学院非常勤講師による特別講義			
(4) 医学部で開催される特別講義			
(5) 研究連携セミナー			
(6) 実験動物施設使用講習会			
(7) R I 更新時講習会			
(8) 医学研究科長が指定した講習会・セミナー			
(9) ポスター発表 (発表者・参加者) ○印			
(10) 学位審査会発表会			

※今回出席した講演会・セミナー等が(1)から(10)のいずれかに該当するか、チェック欄に記入してください。